



# 福山市 ネウボラ 事業計画

【2020年度～2024年度】


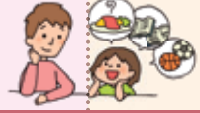



概要版








# 福山ネウボラの推進

本市では、2017年(平成29年)に、子ども・子育て家庭に対する支援施策全般を総合的に展開する「福山ネウボラ」を創設するとともに、ネウボラ相談窓口「あのね」(子育て世代包括支援センター)を開設し、様々な施策を展開する中で、妊娠・出産・子育てに関し、切れ目のない支援に取り組んでいます。

## 福山ネウボラによる切れ目のない支援

結婚	妊娠	出産	産後・子育て	学童期
<ul style="list-style-type: none"> <li>●不妊</li> <li>●未婚</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談先が分からない</li> <li>●地域に知人がいない</li> <li>●経済的困窮</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近隣に支援者なし</li> <li>●兄弟の世話をする人がいない</li> <li>●精神的な不安</li> <li>●経済的困窮</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談先が分からない</li> <li>●産後の不調</li> <li>●育児方法が分からない</li> <li>●母子孤立</li> <li>●発育・発達に不安がある</li> <li>●経済的負担</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後の過ごし方</li> <li>●経済的負担</li> <li>●食の乱れ</li> <li>●再就職への不安</li> </ul> 

## ネウボラ相談窓口「あのね」での相談支援

<ul style="list-style-type: none"> <li>●不妊治療の助成</li> <li>●不育症治療の助成</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子健康手帳の交付</li> <li>●妊婦健康診査</li> <li>●風しん抗体検査</li> <li>●夢みるパパとママの会</li> <li>●産前面談</li> <li>●産前・産後のサポート</li> <li>●新生児聴覚検査</li> <li>●こんにちは赤ちゃん訪問</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●離乳食講習会</li> <li>●乳幼児の健康診査・健康相談</li> <li>●親子歯っぴい教室</li> <li>●子育て応援ささえあい事業</li> <li>●子どもの発達支援</li> <li>●一時預かり</li> <li>●病児・病後児保育</li> <li>●休日保育</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後児童クラブ</li> <li>●居場所づくりを兼ねた学習支援</li> <li>●食育の推進</li> <li>●就労・再就職支援</li> </ul> 
<p>子育て支援アプリやホームページでの情報発信</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●ショートステイ・トワイライトステイ</li> <li>●ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>●ひとり親家庭への支援</li> </ul>	<p>など</p> 
<p>各種手当・子どもの医療費助成</p>			

### ネウボラとは・・・

北欧フィンランドの子育て支援制度のことで、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援が特徴です。フィンランド語で「アドバイスの場」を意味しています。本市では、市の子育て支援施策全般を総称し「福山ネウボラ」としています。



# 近年の国の施策の動向

## 1 | 幼児教育・保育の無償化

### 概要

幼児教育・保育の無償化が2019年(令和元年)10月1日から実施されました。

幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的とした少子化対策の一つです。

### 対象者・対象範囲

#### ① 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

3歳児(3歳になった後の最初の4月1日以降)から5歳児までの全ての子どもの保育料が無償になります。

0歳児から2歳児までは、住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償になります。

※新制度の幼稚園、認定こども園(教育部分)は、満3歳から無償になります。

※新制度未移行の幼稚園は、満3歳から月額25,700円を上限に無償になります。

※実費として徴収されている費用(主食費・副食費(おかず代など)、通園送迎費、教材費など)は、無償にはなりません。

#### ② 幼稚園、認定こども園(教育部分)の預かり保育を利用する子ども

保育の必要性の認定を受けた場合は、月額11,300円を上限に預かり保育の利用料が無償になります。

住民税非課税世帯の満3歳は月額16,300円を上限に利用料が無償になります。

#### ③ 認可外保育施設等を利用する子ども

保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までは、月額37,000円を上限に認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料が無償になります。

保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までについては、月額42,000円を上限に利用料が無償になります。

※認定こども園、保育所等を利用していない場合に限りです。

#### ④ 児童発達支援等を利用する子ども

3歳児から5歳児までは、全ての子どもの児童発達支援等の利用料が無償になります。対象となるサービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設、居宅訪問型児童発達支援です。

## 2 | 新・放課後子ども総合プラン

2018年(平成30年)9月に放課後児童クラブの待機児童解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による、小学校に在籍している全ての児童の居場所の確保を図ることなどを内容とした「新・放課後子ども総合プラン」が、国において取りまとめられました。

新プランでは「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ等の計画的な整備を進めることとされています。

### 3 | 児童虐待防止対策

2016年(平成28年)に児童福祉法が改正され、市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所で児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされました。また、支援体制の一層の充実を図るため、実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供する拠点(子ども家庭総合支援拠点)の整備に努めることとされ、2018年(平成30年)12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、2022年度までに全市町村に拠点を設置するという目標が示されました。

さらに、2019年(令和元年)6月には児童福祉法が一部改正され、親権者等による体罰の禁止が明確化されたほか、関係機関間の連携強化等が盛り込まれました。全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待防止対策の更なる強化等を図ることが求められています。

## 計画策定の趣旨

### 福山市ネウボラ事業計画とは

これまでの取組の達成状況やニーズの変化等を踏まえ、子ども・子育て家庭に対する支援施策や提供体制の整備に関する方向性について定めた計画です。

今後は、本計画を基に子育てにやさしいまちづくりを進めていきます。



### 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定しています。

なお、本市においては、子ども・子育て家庭に対する支援施策全般を「福山ネウボラ」として推進しているため、計画名は「福山市ネウボラ事業計画」としています。



### 計画の期間

本計画の期間は、2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5か年とし、毎年、計画の進捗状況の点検・評価を行い、効果的な施策の展開を図ります。

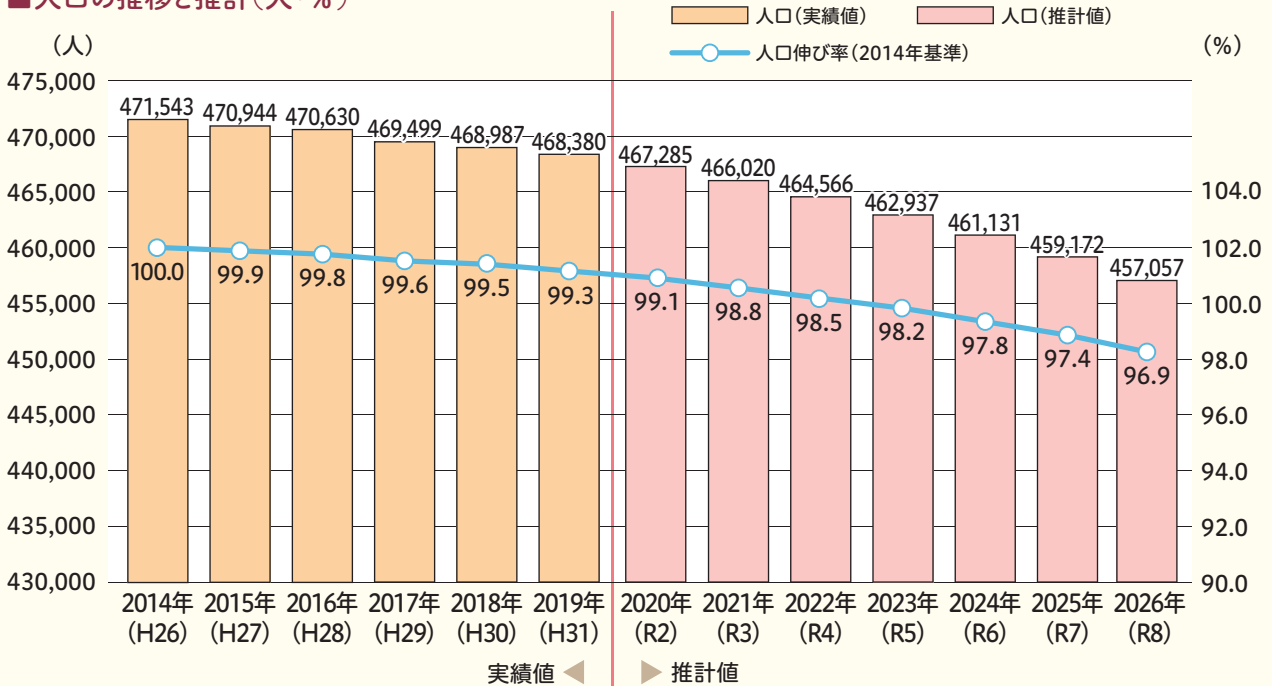
2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
第一期子ども・子育て支援事業計画									
					第二期子ども・子育て支援事業計画 (計画名:福山市ネウボラ事業計画)				

### 市民意見の反映

市内に居住する小学生以下の子どもがいる家庭を対象に実施したニーズ調査をはじめ、子育てに関係する団体や保護者会等の代表者、学識経験者により構成される「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」の意見を聴くなど、十分な検討を行いました。さらに、パブリックコメントにより幅広く意見を募りました。

# 本市の子育てをめぐる状況

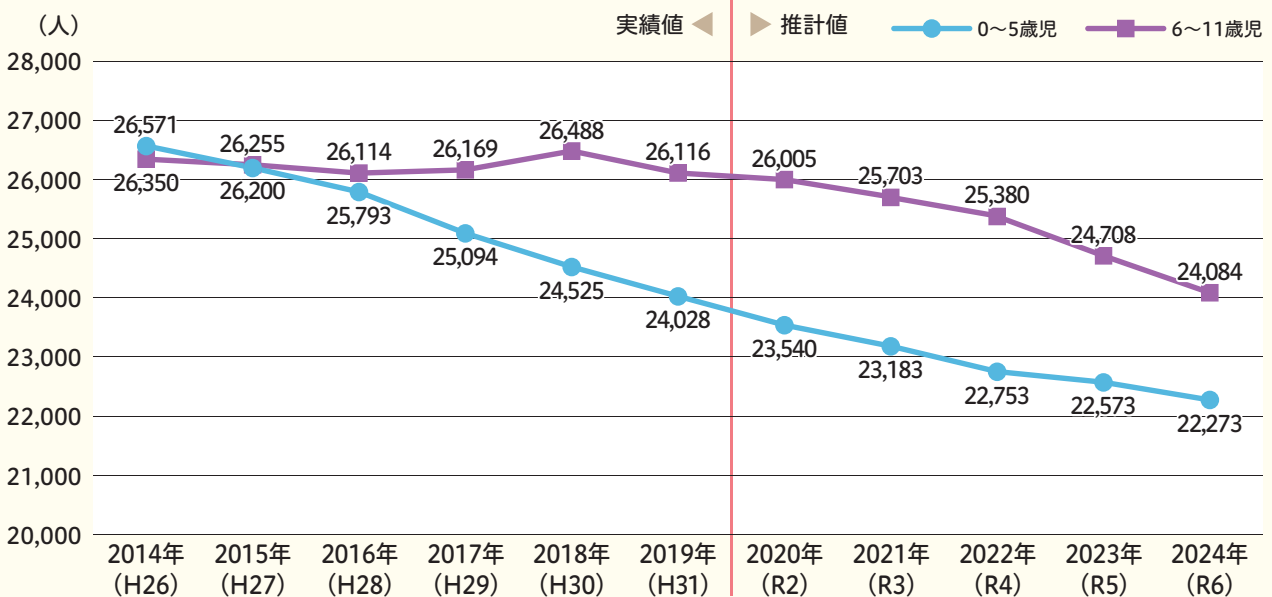
## ■人口の推移と推計(人・%)



資料:(実績値)住民基本台帳,(推計値)コーホート要因法 各年3月末現在

本市の人口は2019年(平成31年)3月末で468,380人となっています。今後の人口推計では、長期的に緩やかな人口減少が継続すると予測されています。

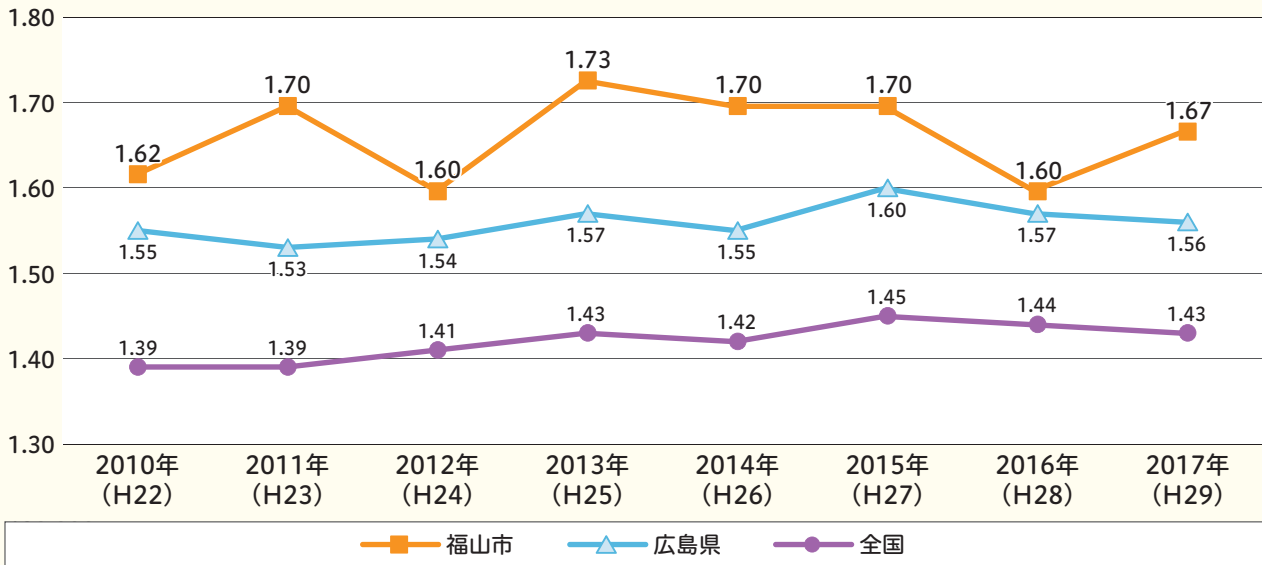
## ■児童数の推移と推計(人)



資料:(実績値)住民基本台帳,(推計値)コーホート要因法 各年3月末現在

本市の児童数は、2019年(平成31年)3月末において0～5歳児(就学前児童)が24,028人、6～11歳児(小学校児童)が26,116人となっています。今後の人口推計では、0～5歳児、6～11歳児ともに減少することが予測されます。

### ■ 合計特殊出生率の推移

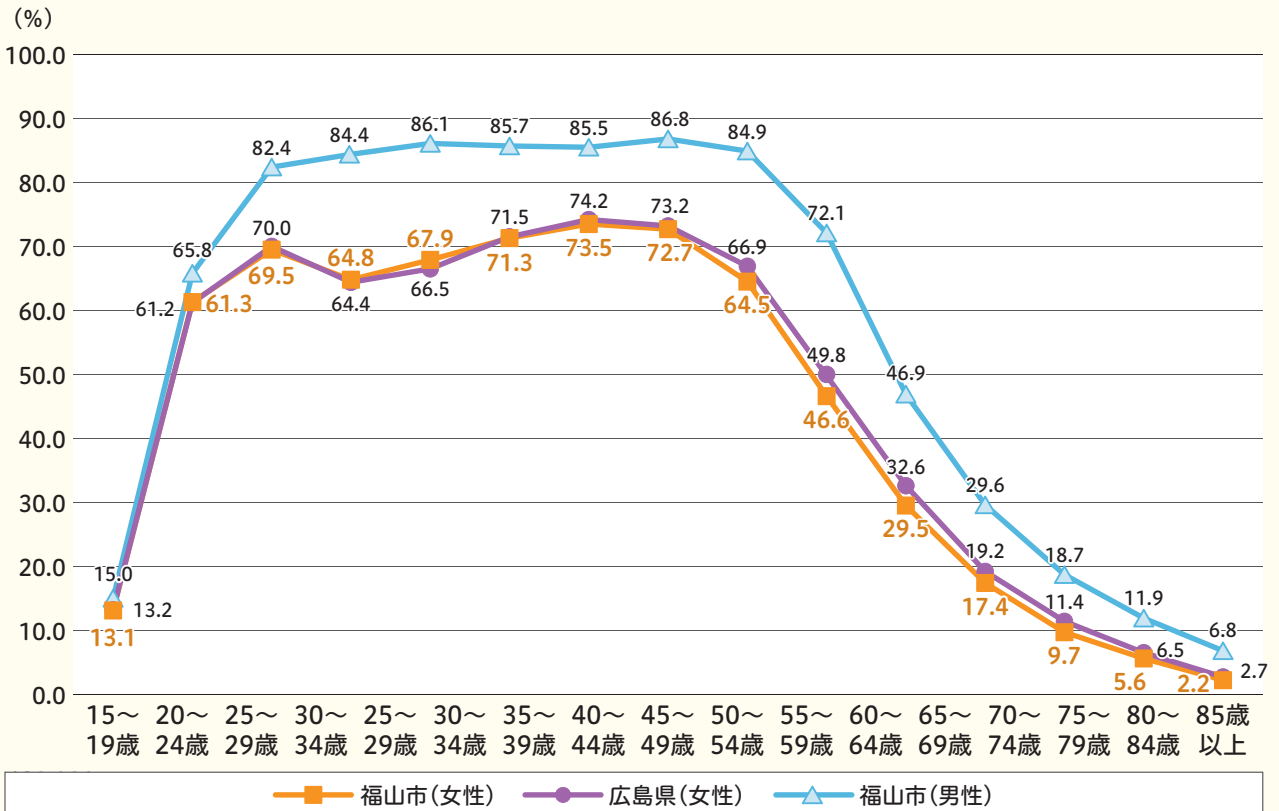


資料:市民課(人口動態)

合計特殊出生率は近年減少傾向で推移しており、2017年(平成29年)では1.67となっています。全国や広島県と比較すると各年とも上回っています。

※合計特殊出生率:一人の女性が一生の間に産む子どもの数の指標

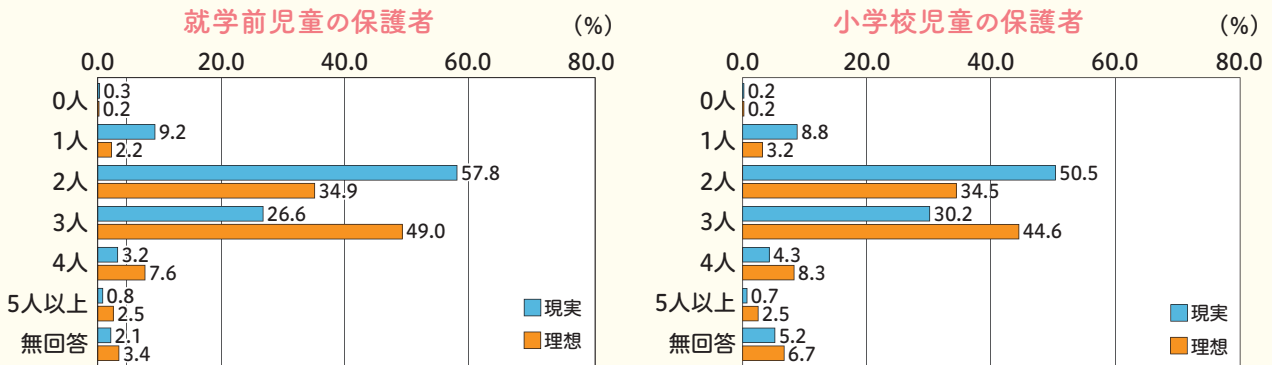
### ■ 年齢階層別(5歳区切り)の就業率



資料:2015年(平成27年)国勢調査

女性の就業率は、2015年(平成27年)国勢調査では、30~34歳で就業率が低くなるM字型を示しています。

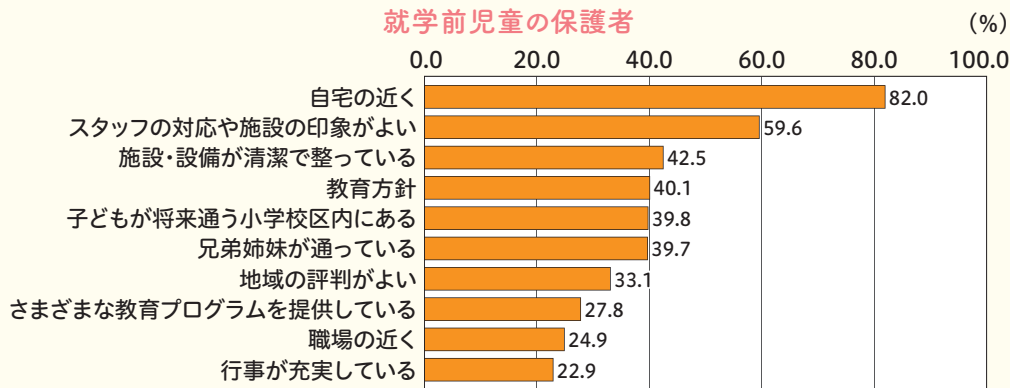
## ■ 希望する子どもの数



資料:住民ニーズ調査(2018年(平成30年)実施)

就学前児童, 小学校児童の保護者ともに現実の子どもの数は「2人」の割合が最も高く, 理想の子どもの数は「3人」が最も高くなっています。

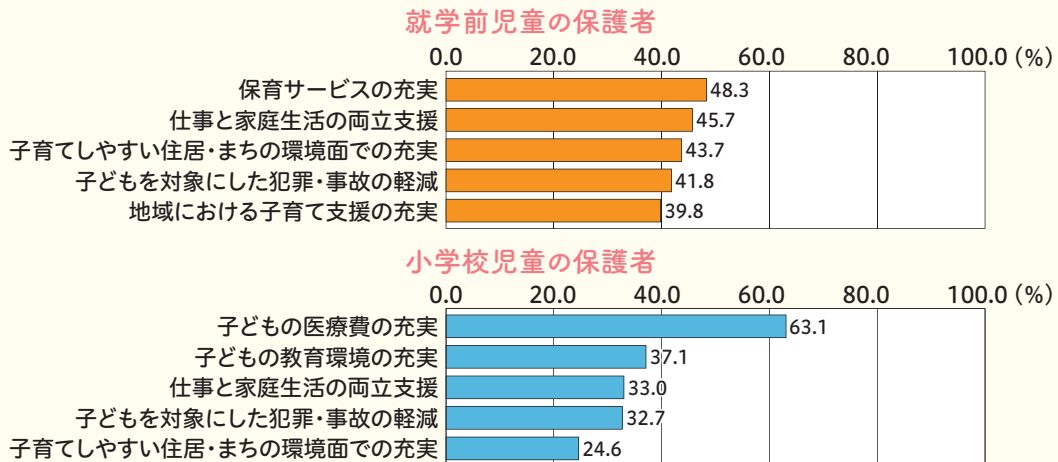
## ■ 平日の教育・保育の事業を選ぶ際に, 重視する点



資料:住民ニーズ調査(2018年(平成30年)実施)

認定こども園や幼稚園, 保育所等を選ぶ際は, 自宅の近くにあることが最も重視されています。また, スタッフの対応や施設の印象といった, サービスの質に関わる部分も重視されています。

## ■ 子育てをする中で, 有効だと思う支援・対策



資料:住民ニーズ調査(2018年(平成30年)実施)

就学前児童の保護者では保育サービスの充実や仕事と家庭生活を両立するための施策が求められています。小学校児童の保護者では子どもの医療費や教育環境の充実が求められています。

なお, 本市では, 2019年(平成31年)4月1日から子どもの医療費助成制度の対象を中学3年生までに拡大しています。



# 子ども・子育て家庭を取り巻く課題の総括

## 1 希望の子育てをかなえる 総合的な子育て支援

安心して子育てを行えるよう妊娠、出産、子育ての過程で生じる多様な課題に対応できる総合的な子育て支援を行うことが必要です。

## 3 安心できる 母子保健の推進

健康診査や訪問相談等を通じて継続した発育、発達や子育てなどの支援が行えるよう、より一層の取組強化が必要です。

## 5 仕事と子育ての両立を 支援する環境づくり

共働き家庭やひとり親家庭が増加する中、家庭や企業、地域、行政等様々な主体が、仕事と子育ての両立への理解を深め実践していく環境づくりを進めることが重要です。

## 7 子どもの人権を 守るための体制の強化

虐待や貧困などの課題を抱える子どもや、障がいのある子どもなどが、健やかな成長・発達を阻害されることがない環境をつくっていくことが重要です。

## 2 「福山ネウボラ」による 切れ目のない情報提供や 相談体制の充実

核家族化などにより子育ての孤立化が進む中、ネウボラ相談窓口「あのね」の周知を図るとともに、子育て家庭が必要とする情報を発信することが必要です。

## 4 ニーズに対応した教育・ 保育事業等のサービス 提供体制の確保

女性の社会進出などにより、0～2歳児の教育・保育施設の入所児童数は増加しており、施設整備などによる受け皿の拡充が必要です。

## 6 地域全体で子育てを 支える体制の強化

地域全体における子育て支援を促進するとともに、その取組に対して参加しやすい仕組みづくりを進めることが重要です。



# 基本理念と基本目標

## 基本理念

みんなで創る すべての子ども・子育てにやさしいまち ふくやま

全ての子どもたちが笑顔で成長していくために、全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるように、多様化する子育てニーズに対応した子育て支援の充実を図り、子育て家庭や、それを取り巻く全ての地域住民がともに子育てに喜びを感じ、いきいきと心豊かに暮らすことのできるまちづくりを推進します。

## 基本目標

心豊かに安心して子どもを生み育てられ、  
子どもたちが健やかに成長できるまち福山の実現

本計画では、保護者を中心に地域全体が関わり、安心して子どもを生み、心豊かに子育てができるよう、環境整備を進めるとともに、全ての子どもたちが健やかに成長していくために、教育・保育施設や関係機関、地域の協働による社会全体の教育・保育力の向上に取り組みます。

# 施策の体系

次の施策体系による各事業を実施し、子育てにやさしいまちづくりを進めます。

## 基本方針

1  
子育て家庭に対する  
支援の充実

2  
安心できる  
母子保健の推進

3  
子どもの健やかな成長の  
ための教育環境の整備

4  
子ども等の安全・安心の確保

5  
援助を必要とする  
子育て家庭への支援

## 基本施策

- 1 切れ目のない子育て支援の充実
- 2 地域における子育て支援サービスの充実
- 3 保育所その他の施設での保育サービスの充実
- 4 子育て支援のネットワークづくり
- 5 子どもの健全育成
- 6 仕事と子育ての両立の推進
- 7 経済的な支援の推進

- 1 妊娠・出産期の支援
- 2 乳幼児期・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 3 「食育」の推進
- 4 小児医療の充実

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上

- 1 子どもを交通事故・犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 2 安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 子どもの貧困対策
- 4 障がい児施策の充実

# 施策の展開

## 基本方針1

### 子育て家庭に対する支援の充実

#### 基本施策(1) 切れ目のない子育て支援の充実

①	子育て世代包括支援センター事業(基本型・母子保健型併設) [利用者支援事業]
②	子育てに関する情報発信
③	子育て情報誌の発行
④	あのね手帳の活用

#### 基本施策(2) 地域における子育て支援サービスの充実

①	ふくやま子育て応援センター「キッズコム」
②	地域子育て支援拠点事業
③	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
④	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)利用者負担軽減事業
⑤	短期入所生活援助事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
⑥	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
⑦	子どもの居場所づくり事業(放課後子ども教室)
⑧	幼稚園での子育て支援事業

#### 基本施策(3) 保育所その他の施設での保育サービスの充実

①	保育サービスの充実
②	保育人材の確保強化
③	保育施設・幼稚園の連携, 就学前教育・保育と小学校の連携
④	障がい児保育 ※後掲 5-(4)-⑧
⑤	外国籍の児童に対する支援

#### 基本施策(4) 子育て支援のネットワークづくり

①	子育て支援ネットワーク活動の推進
②	子育て応援ささえあい事業
③	地域全体で子育てを見守り, 支え合う活動の推進
④	子育てに関する情報発信 ※再掲 1-(1)-②
⑤	子育て情報誌の発行 ※再掲 1-(1)-③

#### 基本施策(5) 子どもの健全育成

①	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) ※再掲 1-(2)-⑥
②	子どもの居場所づくり事業(放課後子ども教室) ※再掲 1-(2)-⑦
③	ふれ愛ひろば
④	自然研修センター事業(ふくやまふれ愛ランド)
⑤	地域ポイント制度(まちづくりパスポート事業)
⑥	子ども健全育成支援事業
⑦	社会環境浄化活動の推進
⑧	少年相談
⑨	青少年育成自立支援事業
⑩	ふくやま・ヤングサポートネットワーク

#### 基本施策(6) 仕事と子育ての両立の推進

①	就労・再就職支援
②	女性雇用対策事業等
③	両立支援セミナー
④	学習・啓発事業
⑤	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) ※再掲 1-(2)-⑥
⑥	子どもの居場所づくり事業(放課後子ども教室) ※再掲 1-(2)-⑦
⑦	ひとり親家庭自立支援給付金事業 ※後掲 5-(2)-④
⑧	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ※後掲 5-(2)-⑤
⑨	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 ※後掲 5-(2)-⑥
⑩	母子・父子自立支援プログラム策定事業 ※後掲 5-(2)-⑦
⑪	子育てパパの育児参加促進

#### 基本施策(7) 経済的な支援の推進

①	子ども医療費助成
②	ひとり親家庭等医療費助成 ※後掲 5-(2)-①
③	児童手当
④	児童扶養手当 ※後掲 5-(2)-②
⑤	母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※後掲 5-(2)-③
⑥	幼児教育・保育の無償化
⑦	保育所等保育料の多子軽減
⑧	小児慢性特定疾病対策事業
⑨	未熟児養育医療
⑩	幼児等インフルエンザ予防接種費補助事業 ※後掲 2-(2)-⑫
⑪	自立支援医療(育成医療)費 ※後掲 5-(4)-①
⑫	重度心身障がい者医療費 ※後掲 5-(4)-②
⑬	特別児童扶養手当 ※後掲 5-(4)-③
⑭	障がい児福祉手当 ※後掲 5-(4)-④
⑮	不妊治療費助成事業 ※後掲 2-(1)-⑫
⑯	就学援助費
⑰	地域学習活動支援事業(放課後チャレンジ教室, 土曜チャレンジ教室) ※後掲 3-(2)-⑭
⑱	スクールカウンセラー配置事業 ※県事業 ※後掲 3-(2)-⑮
⑲	家庭教育支援アドバイザー活用事業 ※県事業 ※後掲 3-(2)-⑯
⑳	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※県事業 ※後掲 3-(2)-⑰
㉑	特別支援教育就学奨励費事業 ※後掲 5-(4)-⑤
㉒	特別支援学級保護者付添交通費補助事業 ※後掲 5-(4)-⑥
㉓	ひとり親家庭自立支援給付金事業 ※後掲 5-(2)-④
㉔	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ※後掲 5-(2)-⑤
㉕	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 ※後掲 5-(4)-⑯

## 基本方針 2

# 安心できる母子保健の推進

### 基本施策(1) 妊娠・出産期の支援

①	子育て支援ボランティア事業
②	母子健康手帳の交付
③	子育てに関する情報発信 ※再掲 1-(1)-②
④	妊婦健康診査
⑤	妊婦歯科健康診査
⑥	不育症治療費助成事業
⑦	風しん抗体検査事業
⑧	すこやか育児サポート事業
⑨	こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)
⑩	育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業) ※後掲 2-(2)-④
⑪	新生児聴覚検査事業
⑫	不妊治療費助成事業
⑬	産後ケア事業
⑭	産後ヘルパー派遣事業
⑮	産前・産後サポート事業

### 基本施策(2) 乳幼児期・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

①	母子健康手帳の交付 ※再掲 2-(1)-②
②	子育てに関する情報発信 ※再掲 1-(1)-②
③	すこやか育児サポート事業 ※再掲 2-(1)-⑧
④	育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)
⑤	乳幼児の事故防止
⑥	食育推進事業 ※後掲 2-(3)-①
⑦	母子の健康教育
⑧	乳児健康相談
⑨	乳幼児健康診査
⑩	予防接種
⑪	思春期の保健対策
⑫	幼児等インフルエンザ予防接種費補助事業

### 基本施策(3) 「食育」の推進

①	食育推進事業
---	--------

### 基本施策(4) 小児医療の充実

①	小児医療の充実
②	小児救急に関する啓発

## 基本方針 3

# 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

### 基本施策(1) 次代の親の育成

①	子育てに関する講座
②	世代間交流事業

### 基本施策(2) 子どもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備

①	保育施設・幼稚園の連携、就学前教育・保育と小学校の連携 ※再掲 1-(3)-③
---	---

②	確かな学力の向上
③	学校評価の推進
④	キャリア教育推進事業
⑤	英語教育推進事業
⑥	豊かな心の育成
⑦	不登校児童生徒への取組
⑧	北京市教育交流推進事業
⑨	小中一貫教育推進事業
⑩	児童生徒の健全育成の啓発、指導
⑪	障がい児の教育 ※後掲 5-(4)-⑩
⑫	特別支援教育体制推進事業 ※後掲 5-(4)-⑪
⑬	若い世代を対象とした平和研究事業
⑭	地域学習活動支援事業(放課後チャレンジ教室、土曜チャレンジ教室)
⑮	スクールカウンセラー配置事業 ※県事業
⑯	家庭教育支援アドバイザー活用事業 ※県事業
⑰	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※県事業

### 基本施策(3) 家庭や地域の教育力の向上

①	家庭児童相談事業
②	世代間交流事業 ※再掲 3-(1)-②
③	地域住民、民間団体の子育て力の育成と協働
④	家庭教育支援アドバイザー活用事業 ※県事業 ※再掲 3-(2)-⑯

## 基本方針 4

# 子ども等の安全・安心の確保

### 基本施策(1) 子どもを交通事故・犯罪等の被害から守るための活動の推進

①	歩道整備事業
②	交通安全教室
③	交通安全教育推進モデル地域の支援
④	自転車利用者対策事業
⑤	保育施設の危機管理体制の確立
⑥	学校の危機管理体制の確立
⑦	児童生徒安全確保対策
⑧	通学時安全確保対策
⑨	地域における危機管理体制の確立
⑩	通学路沿い公共施設安全対策事業
⑪	地域安全マップ普及推進事業
⑫	非行防止活動の推進
⑬	「こども110番の家」推進事業
⑭	生活安全パトロール車による子ども見守り事業
⑮	地域青色防犯パトロール実施団体支援事業
⑯	地域における子どもや市民の安全確保体制の支援

### 基本施策(2) 安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進

①	都市公園安全・安心の取組
②	生活安全モデル地域の指定
③	防犯カメラの活用
④	ユニバーサルデザインの推進
⑤	市営住宅入居専用枠の設定

## 援助を必要とする子育て家庭への支援

### 基本施策(1) 児童虐待防止対策の充実

①	子ども家庭総合支援拠点の設置・運営
②	児童虐待防止等ネットワーク活動の推進
③	児童虐待防止啓発事業(オレンジリボンキャンペーン)
④	福山市虐待防止ネットワークの運営
⑤	家庭児童相談事業 ※再掲 3-(3)-①
⑥	短期入所生活援助事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ※再掲 1-(2)-⑤
⑦	子育て世代包括支援センター事業(基本型・母子保健併設型) [利用者支援事業] ※再掲 1-(1)-①
⑧	地域子育て支援拠点事業 ※再掲 1-(2)-②
⑨	地域全体で子育てを見守り、支え合う活動の推進 ※再掲 1-(4)-③
⑩	すこやか育児サポート事業 ※再掲 2-(1)-⑧
⑪	こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業) ※再掲 2-(1)-⑨
⑫	家庭教育支援アドバイザー活用事業 ※県事業 ※再掲 3-(2)-⑯
⑬	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※県事業 ※再掲 3-(2)-⑰

### 基本施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

①	ひとり親家庭等医療費助成
②	児童扶養手当
③	母子父子寡婦福祉資金貸付金
④	ひとり親家庭自立支援給付金事業
⑤	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
⑥	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
⑦	母子・父子自立支援プログラム策定事業
⑧	母子生活支援施設
⑨	ひとり親家庭等相談事業
⑩	ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業 ※後掲 5-(3)-⑫
⑪	子ども健全育成支援事業 ※再掲 1-(5)-⑥
⑫	市営住宅入居専用枠の設定 ※再掲 4-(2)-⑤

### 基本施策(3) 子どもの貧困対策

①	芸術文化体験事業
②	ばらのまち福山国際音楽祭事業
③	「山・海・島」体験活動
④	キャリア教育推進事業
⑤	地域学習活動支援事業(放課後チャレンジ教室、土曜チャレンジ教室) ※再掲 3-(2)-⑭
⑥	不登校児童生徒への取組 ※再掲 3-(2)-⑦
⑦	スクールカウンセラー配置事業 ※県事業 ※再掲 3-(2)-⑮
⑧	家庭教育支援アドバイザー活用事業 ※県事業 ※再掲 3-(2)-⑯
⑨	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※県事業 ※再掲 3-(2)-⑰
⑩	子どもの居場所づくり事業(放課後子ども教室の推進) ※再掲 1-(2)-⑦
⑪	子ども健全育成支援事業 ※再掲 1-(5)-⑥
⑫	ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業
⑬	奨学金の貸与
⑭	生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援
⑮	母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※再掲 5-(2)-③

⑯	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ※再掲 5-(2)-⑤
⑰	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) ※再掲 1-(2)-⑥
⑱	子ども医療費助成 ※再掲 1-(7)-①
⑲	子育て世代包括支援センター事業(基本型・母子保健併設型) [利用者支援事業] ※再掲 1-(1)-①
⑳	ひとり親家庭等相談事業 ※再掲 5-(2)-⑨
㉑	児童虐待防止等ネットワーク活動の推進 ※再掲 5-(1)-②
㉒	産後ケア事業 ※再掲 2-(1)-⑬
㉓	産後ヘルパー派遣事業 ※再掲 2-(1)-⑭
㉔	産前・産後サポート事業 ※再掲 2-(1)-⑮
㉕	こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業) ※再掲 2-(1)-⑨
㉖	育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業) ※再掲 2-(2)-④
㉗	食育推進事業 ※再掲 2-(3)-①
㉘	ひとり親家庭自立支援給付金事業 ※再掲 5-(2)-④
㉙	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 ※再掲 5-(2)-⑥
㉚	母子・父子自立支援プログラム策定事業 ※再掲 5-(2)-⑦
㉛	生活保護受給者等就労自立促進事業
㉜	ひとり親家庭等医療費助成 ※再掲 5-(2)-①
㉝	児童扶養手当 ※再掲 5-(2)-②
㉞	母子生活支援施設 ※再掲 5-(2)-⑧
㉟	就学援助費 ※再掲 1-(7)-⑯
㊱	住居確保給付金の支給
㊲	子育て情報誌の発行 ※再掲 1-(1)-③
㊳	地域全体で子育てを見守り、支え合う活動の推進 ※再掲 1-(4)-③
㊴	青少年育成自立支援事業 ※再掲 1-(5)-⑨
㊵	支援会議による生活困窮者支援のあり方検討
㊶	ふくやま・ヤングサポートネットワーク ※再掲 1-(5)-⑩
㊷	社会環境浄化活動の推進 ※再掲 1-(5)-⑦
㊸	少年相談 ※再掲 1-(5)-⑧

### 基本施策(4) 障がい児施策の充実

①	自立支援医療(育成医療)費
②	重度心身障がい者医療費
③	特別児童扶養手当
④	障がい児福祉手当
⑤	特別支援教育就学奨励費事業
⑥	特別支援学級保護者付添交通費補助事業
⑦	発達障がい児の支援
⑧	障がい児保育
⑨	ことばの相談室
⑩	障がい児の教育
⑪	特別支援教育体制推進事業
⑫	障がい福祉サービス等の充実
⑬	水浴訓練事業
⑭	障がい者等相談支援事業(障がい者総合相談室・子ども発達相談室)
⑮	障がい児等療育支援事業
⑯	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業
⑰	通園施設利用者負担軽減事業
⑱	療育相談



# 子ども・子育て支援施策の量の見込みと確保方策

## 教育・保育の提供区域と認定区分

### 教育・保育提供区域

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域です。

本市では、東部区域、中部区域、北部区域、神辺区域、西南・南部区域、西部区域の6区域としています。

### 認定の区分

新制度では、次の3つの認定区分に応じて認定こども園や幼稚園、保育所等の利用ができます。

### 認定区分と利用施設

- |                              |                        |
|------------------------------|------------------------|
| 1号認定 満3歳以上児, 教育を希望           | ▶ 幼稚園, 認定こども園          |
| 2号認定 満3歳以上児, 保育を希望, 保育の必要性認定 | ▶ 保育所, 認定こども園          |
| 3号認定 満3歳未満児, 保育を希望, 保育の必要性認定 | ▶ 保育所, 認定こども園, 地域型保育事業 |

## 教育・保育の量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果、人口推計、これまでの利用状況から将来必要になる利用者数の推計をしたものが「量の見込み」です。それに対して、福山市が提供していく量や体制が「確保方策」です。利用希望に応じた適切な提供体制を確保します。



単位:人

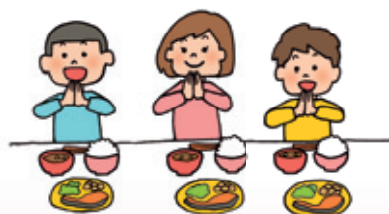
認定区分		2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
1号認定(3~5歳児)	量の見込み	4,294	4,201	4,031	4,036	4,002
	確保方策	5,653	5,568	5,592	5,592	5,592
2号認定(3~5歳児)	量の見込み	7,381	7,231	6,944	6,964	6,918
	確保方策	8,004	8,084	8,071	8,056	8,056
3号認定(0歳児)	量の見込み	1,132	1,130	1,124	1,116	1,105
	確保方策	1,163	1,201	1,207	1,207	1,207
3号認定(1~2歳児)	量の見込み	4,033	4,071	4,189	4,162	4,126
	確保方策	4,493	4,564	4,574	4,574	4,574



## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

教育・保育施設等を利用する子育て家庭だけでなく、在宅の子育て家庭も対象とする地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「確保方策」を記載しています。

番号	事業名	単位	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
①	利用者支援事業	量の見込み	13	13	13	13	13
		確保方策	13	13	13	13	13
②	地域子育て支援拠点事業	量の見込み	延人 241,256	244,370	245,600	248,711	249,859
		確保方策	か所 34	35	36	37	38
③	妊婦健康診査	量の見込み	件 48,059	47,309	46,457	45,634	44,737
		確保方策	48,059	47,309	46,457	45,634	44,737
④	こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	量の見込み	件 3,844	3,784	3,716	3,650	3,578
		確保方策	3,844	3,784	3,716	3,650	3,578
⑤	育児支援家庭訪問事業 (養育支援訪問事業)	量の見込み	件 118	122	126	127	129
		確保方策	118	122	126	127	129
⑥	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	延人 215	211	207	206	203
		確保方策	215	215	215	215	215
⑦	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)【低学年】	量の見込み	延人 661	640	636	609	594
		確保方策	661	640	636	609	594
	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)【高学年】	量の見込み	延人 204	208	206	205	201
		確保方策	204	208	206	205	201
⑧	一時預かり事業(幼稚園型)	量の見込み	延人 124,999	151,773	173,717	202,148	228,585
		確保方策	124,999	151,773	173,717	202,148	228,585
	一時預かり事業(幼稚園型以外)	量の見込み	延人 35,439	36,301	37,002	38,074	38,914
		確保方策	35,439	36,301	37,002	38,074	38,914
⑨	延長保育事業 (時間外保育事業)	量の見込み	人 8,186	8,314	8,498	8,493	8,538
		確保方策	8,186	8,314	8,498	8,493	8,538
⑩	病児保育事業	量の見込み	延人 1,757	1,769	1,774	1,797	1,810
		確保方策	5,700	6,300	7,800	7,800	7,800
⑪	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	量の見込み	人 5,949	6,033	6,178	6,079	6,053
		確保方策	6,046	6,046	6,046	6,046	6,046



## 地域子ども・子育て支援事業の内容

No.	事業名	事業内容
①	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。
③	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安全・安心な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う事業です。
④	こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
⑤	育児支援家庭訪問事業 (養育支援訪問事業)  その他要保護児童等の 支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。  要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
⑥	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
⑦	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡及び調整を行う事業です。
⑧	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。 なお、一時預かり事業(幼稚園型)は、幼稚園在園児を対象とし、保育所等の一時預かり事業(幼稚園型以外)は、保育所等を利用していない乳幼児を対象としています。
⑨	延長保育事業 (時間外保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日又は利用時間以外の日又は時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
⑩	病児保育事業	病児及び病後児について、医療機関、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。
⑪	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う 事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。保護者の世帯所得の状況等を勘案して、施設等利用給付認定を受けた子どもの保護者に対して、保護者が支払うべき実費徴収額のうち副食費の一部を補助する事業です。
⑬	多様な事業者の 参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して必要な費用の一部を補助する事業です。

# 計画の推進

## 計画の推進体制

本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、幼稚園・保育施設等、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠です。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民を始め地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、本計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、幼稚園・保育所等を始め子どもに関わる機関や企業、NPO等各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。



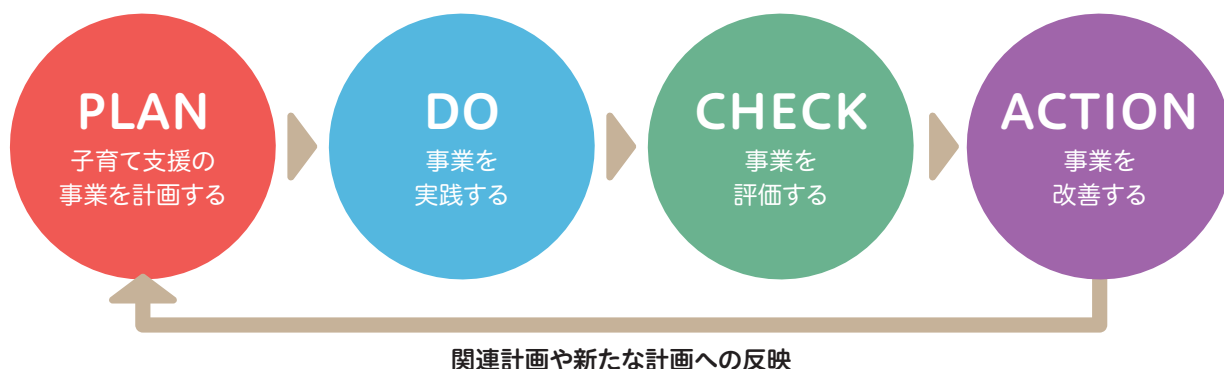
## 進捗状況の管理

計画の着実な推進のためには、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握したうえで、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(福山市版子ども・子育て会議)」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

### PDCAサイクルのイメージ



## 福山市ネウボラ事業計画 【概要版】

発行年月:2020年(令和2年)3月 発行:福山市  
〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号  
TEL:084-928-1140(保健福祉局児童部庶務課)

